

一般財団法人なら建築住宅センター確認検査業務約款

(契約履行)

第1条 建築主(以下「甲」という。)及び一般財団法人なら建築住宅センター(以下「乙」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、法に基づく命令及び条例、これに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針(以下「指針」という。)、その他関係法令を遵守し、この約款(申請書(確認、中間検査、完了検査、仮使用認定の各申請書をいう。))及び引受承諾書等(確認引受承諾書、中間検査引受証、完了検査引受証 仮使用認定引受承諾書をいう。)を含む。以下同じ。)及び一般財団法人なら建築住宅センター確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。

(責務)

第2条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書等に定められた確認検査業務(確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の各業務をいう。以下同じ。)を次条に規定する期間(以下「処理期間」という。)内に行わなければならない。

2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

3 甲は、別に定める一般財団法人なら建築住宅センター確認検査手数料規程に基づき算定され、引受承諾書等に記載された額の手数料を、第4条に規定する日(以下「納入期日」という。)までに納めなければならない。

4 甲は、乙の請求があるときは、乙の確認検査業務の遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等(建築物、建築設備又は工作物をいう。以下同じ。)の計画及び施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

5 甲は、乙から、確認検査業務に関し必要と認められる追加説明等を求められた場合は、追加説明書の提出その他必要な措置をとらなければならない。

6 甲は、乙が中間検査業務、完了検査業務又は仮使用認定に係る検査業務を行う際に、申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるよう協力しなければならない。

(確認検査業務の標準処理期間)

第3条 確認検査業務の標準的な処理期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 確認業務については、次のイ又はロによるものとする。

イ 法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び法第68条の11第1項の認証を受けた建築物については、引受けた日から7日間(適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した日から申請書等の補正が行われた日又は追加説明書の提出を受けた日までの期間(以下「補正等期間」という。))及び法第77条の32第1項に基づく特定行政庁への照会を行った日から回答のあった日までの期間(以下「照会・回答期間」という。)を除く。)とする。

ロ 法第6条第1項第1号から第3号(法第68条の11第1項の認証を受けた建築物を除く。)に掲げる建築物については、引受けた日から35日間(補正等期間及び照会・回答期間を除く。)とする。

(2) 中間検査業務については、引き受けた日から4日以内の引受証に定める検査引受年月日の翌日

業日（中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付した日から手直し工事の完了検査日又は計画変更の確認済証交付日までの期間を除く。）までの期間とする。

(3) 完了検査業務については、工事が完了した日又は引き受けた日のいずれか遅い日から7日以内の引受証に定める検査引受年月日の翌営業日（完了検査合格証を交付できない旨の通知書を交付した日から手直し工事の完了検査日又は追加説明書の提出日までの期間を除く。）までの期間とする。

(4) 仮使用認定業務については、引き受けた日から速やかに審査を実施し、建築主と協議して定めた検査日までの期間とする。

2 乙は、乙の責めに帰することができない事由により、処理期間までに確認検査業務を完了することができない場合は、甲に対し、その理由を明示の上、確認検査業務の処理期間の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる処理期間の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

（手数料の納入期日）

第4条 確認手数料、中間検査手数料、完了検査及び仮使用認定手数料は、引受承諾書等の交付時に、現金により納入する。ただし、やむをえない場合においては、銀行振込等別の収納方法によることができる。

（確認審査中の計画の変更）

第5条 甲の都合により確認済証の交付前に申請に係る建築物等の計画を変更（業務規程第24条に規定する軽微な変更を除く。）しようとするときは、その旨及び理由を記載した取下げ届を乙に提出する。

2 乙は、前項の届出があったときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主に返却する。

3 第1項の取下げ届が提出されたときは、次条第2項の契約解除があったものとする。

（甲の解除権）

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、第3条の各号に掲げる業務を当該各号に定める処理期間内に完了せず、またその見込みのない場合。

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に取下げ届を提出してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに応じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、原則として、手数料を甲に返還しない。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の解除権）

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除すること

ができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条に規定された手数料の支払期日までに納入しない場合。
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

2 前項の契約解除の場合、乙は、甲に手数料を返還しない。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに応じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(特定行政庁への報告)

第8条 乙は、確認済証を交付したときは、当該建築物等の計画の概要等を、建築場所を管轄する特定行政庁へ報告する。

2 中間検査合格証又は、検査済証を交付したときは、その旨建築場所を管轄する特定行政庁へ報告する。

3 仮使用認定通知書を交付したときは、その旨建築場所を管轄する特定行政庁へ報告する。

4 前3項の報告によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに応じないものとする。

(秘密保持)

第9条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は平成19年11月15日より施行する。

(附則)

この約款は平成25年4月1日より施行する。

(附則)

この約款は平成27年11月1日より施行する。